

薬生食監発 0331 第 4 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 食品衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

鮮魚中の一酸化炭素の検査法についての一部改正について

標記の件については、平成 25 年 4 月 4 日付け食安監発 0404 第 2 号により、基本的な考え方を示しているところです。

この度、国立医薬品食品衛生研究所における検討結果を踏まえ、マグロの特定部位（頬肉、喉肉及び血合肉）については、一酸化炭素が未使用であっても 500 μ g/kg 以上検出される場合があることが判明したことから、平成 25 年 4 月 4 日付け食安監発 0404 第 2 号中の 1 基本的な考え方について、別紙のとおり改めることとしましたので、御了知の上、適切な運用を図られますようお願いいたします。